

令和7年度結核予防事業費補助金について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく定期の健康診断（結核に限る。）については、同法第60条第1項及び結核予防事業費補助金交付規程（昭和43年6月28日愛媛県告示第593号）により、補助を行っています。

令和7年度において補助金の交付を受けようとする場合は、下記のとおり交付申請書を提出してください。

記

1 補助金対象者

- (1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年以上）にあつては、入学年度の学生又は生徒のみ。
- (2) 施設にあつては、65歳に達する日の属する年度以降の入所者のみ。

2 基準単価 別添1のとおり

3 提出物

- (1) 結核予防事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 結核予防事業費補助金所要額調書（様式第1号 別紙1）
- (3) 結核予防事業費実施計画書（様式第1号 別紙2）
- (4) 歳入歳出予算書抄本
- (5) 結核予防事業実施計画者一覧表
- (6) 口座振込依頼書
- (7) 債権者登録（変更）票（必要な場合のみ）

4 提出部数 各2部

5 提出期限 令和7年12月5日（金）まで

6 注意事項 別添2のとおり

7 提出先 所在地を管轄する保健所へ提出してください。

提出先	住 所	管轄市町
四国中央保健所保健課	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市
西条保健所健康増進課	西条市喜多川796番地1	新居浜市、西条市
今治保健所健康増進課	今治市旭町1丁目4番9号	今治市、上島町
中予保健所健康増進課	松山市北持田町132番地	東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所健康増進課	八幡浜市北浜1丁目3番37号	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所健康増進課	宇和島市天神町7番1号	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

※ 所在地が松山市の場合は、松山市保健所にお問い合わせください。